

教育職員免許状

教育職員免許状（教員免許状）は、文部科学省から教職課程の認定を受けた大学で所定の単位を修得した者に対して、各都道府県教育委員会が授与するものです。

教育職員免許状を取得するためには、基礎資格を満たし、教育職員免許法に定められている科目に基づいた本学の指定する科目の単位を修得する必要があります。

また、教育職員免許状を取得しただけでは、教員として就職することはできません。公立学校の場合、都道府県教育委員会（および一部の政令指定都市）で行う、教員採用候補者選考（教員採用試験）を受験し、合格（名簿登載）しなければ、採用されませんので十分注意してください。

教育職員免許状を取得するための条件（1種免許状）

- (1) 学士の学位を有すること
- (2) 次の4つの分野に大別される、それぞれの免許種類ごとに定められた所定の要件を満たすこと

教科に関する科目

各教科等の指導をする上で基礎となる専門的な知識や技術を養う科目群

教職に関する科目

教員としての専門性を養う科目群

教科又は教職に関する科目

各自の志向にしたがって、教員としてのオリジナリティを養う科目群

免許法施行規則66条の6に定める科目

教員としての基本的な資質を養う科目群

* 履修にあたっては、該当のページをよく確認し、十分に注意してください。

- (3) 介護等の体験（小学校および中学校教諭普通免許状）

小学校および中学校教諭普通免許状取得にあたっては、社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の介護体験を行う必要があります。